

法 令 に 定 め ら れ た
主 な 各 種 健 康 診 断 一 覧 表

種類	対象	実施時期		備考
		配置替 雇入時	実施間隔	
一般健康診断				
	雇入時	全労働者	○	
	定期A	全労働者	—	35歳、及び40歳以上
	定期B (採血、心電図等省略)	医師の認めた者	—	35歳を除く40歳未満 ※医師が認めた者に限る
	特定業務従事者	業務従事者	○	6月 深夜業務 暑熱・寒冷場所 等
	海外派遣労働者	派遣者		6月以上の海外派遣、帰還時
	給食従業員の検便	従事者	○	
特殊健康診断				
	じん肺	粉じん作業従事者	○	3年 管理区分1(区分2, 3は1年)
		〃 過去に従事	—	3年 管理区分2, 3
	高気圧作業		○	6月
	電離放射線		○	6月
	特定化学物質		○	※6月 令和5年4月1日より、 <u>作業環境管理</u> や <u>ばく露防止対策</u> 等が適切に実施されている場合には、健康診断の実施頻度を緩和することができます。 <u>緩和の要件</u> については別途ご確認ください。
	鉛		○	※6月
	四アルキル鉛		○	※3月
	有機溶剤		○	※6月
	石綿		○	6月
指導推奨による特殊健康診断				
	騒音 腰痛 情報機器作業 振動	左記業務に常時 従事する労働者	○	6月
			○	6月
			○	6月
			○	6月

注) 詳細についてはお問合せください。